

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(フロン排出抑制法)

第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き

初版（平成 27 年 3 月）

環境省 経済産業省

はじめに

エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等に冷媒として使用されているフロン類のうち、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)は、大気中に排出されるとオゾン層を破壊するため、モントリオール議定書の削減対象ガスとして国際的に削減が進められ、我が国においては、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)により CFC を 1995 年に全廃し、HCFC については 1996 年以降段階的に生産等を削減し、2020 年に廃止する予定である。また、フロン類(CFC、HCFC、HFC)は、極めて温室効果の高いガスであり、地球温暖化防止の観点から、モントリオール議定書では削減対象となっていない HFC(ハイドロフルオロカーボン)が京都議定書において削減対象ガスとされている。京都議定書では二酸化炭素等7種類のガスが温室効果ガスとして削減対象とされているが、そのうち代替フロン等4ガスの分野では、産業界による自主行動計画の策定等、各用途で排出削減に向けた取組が進められている。

しかしながら、フロン類の冷媒用途については、一部でノンフロン機器が実用化されているものの、本格的なノンフロン機器、代替冷媒の導入には至っておらず、今後、オゾン層を破壊するフロン類である HCFC からオゾン層を破壊しないフロン類である HFC への転換が進展するのに伴い、極めて温室効果の高い HFC の使用量、排出量が増加することが見込まれている。このため、冷媒用途で用いるフロン類の大気中への排出量を抑制する必要がある。

冷媒用途のフロン類の排出抑制対策としては、平成 13 年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定・公布されている。平成 18 年6月には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加した法改正が行われた。

しかしながら、今後、HFC の排出量が増大する見込みであること、従来のフロン回収・破壊法によるフロン類の回収率が低迷していること、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えいが従来の想定よりも相当程度多いことが判明したこと、国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされた。このため、平成 25 年6月に、フロン回収・破壊法が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に改められた(平成 27 年4月1日施行)。

本手引きは、同法の施行に当たり、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の使用時及び廃棄時における同機器の管理者が行うべき取組を対象とし、主に事業者や地方公共団体等の機器管理担当者向けに、法律、政省令等の考え方を解説したものである。

なお、フロン類の充填、回収に関わる事業者については「充填回収業者等に関する運用の手引き」を、フロン類の再生、破壊に関わる事業者については「再生業者に関する運用の手引き」「フロン類破壊業者に関する運用の手引き」を発行するので、併せて参照願いたい。

目次

用語の定義.....	1
本手引きの要点	2
1.本手引きの主な対象者.....	2
2.取り組むべき措置	2
第1章 フロン排出抑制法とは	5
1.平成25年改正に至るまでの経緯.....	5
2.平成25年改正のポイント.....	6
3.フロン排出抑制法の概要	7
第2章 法律の対象	10
1.フロン類	10
2.第一種特定製品.....	10
3.管理者	15
4.第一種特定製品廃棄等実施者.....	17
5.第一種特定製品整備者.....	18
6.その他の関係主体	19
第3章 第一種特定製品の管理者が使用時に取り組む事項.....	21
1.「管理者判断基準」の遵守(管理者)	21
2.フロン類算定漏えい量の報告(管理者).....	46
3.機器整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託(管理者、整備者).....	52
第4章 第一種特定製品の廃棄時等におけるフロン類の引渡し(廃棄等実施者).....	59
第5章 その他の事項	68
1.情報処理センターの利用	68
2.みだり放出の禁止	68
3.充填されているフロン類と異なる種類の冷媒を充填する際の承諾.....	69
4.特定解体工事元請業者の確認及び説明.....	69
5.費用負担.....	70
6.特定製品への表示.....	71
7.指定製品.....	74
8.他法令との関係.....	77
9.罰則	79
第6章 参考資料.....	81
1.各都道府県窓口	81
2.フロン類の種類.....	82
3.一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用方法(出典:一般財団法人日本冷媒・環境保全機構).....	85
4.法定様式	87
5.参考様式.....	96

用語の定義

本手引きにおいて用いる用語は、特にことわりのない限り以下のとおりとする。

CFC	クロロフルオロカーボン
HCFC	ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC	ハイドロフルオロカーボン
フロン類	フロン排出抑制法の対象となるCFC、HCFC、HFC
GWP	地球温暖化係数(CO ₂ を1とした場合の温暖化影響を表す値)
HFO	ハイドロフルオロレフィン
ノンフロン	NH ₃ (アンモニア)、CO ₂ (二酸化炭素)、HC(炭化水素)、水、空気、HFOなど、フロン排出抑制法対象外の物質
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (なお、本手引きにおいて特にことわりのない限り、「法」又は「改正法」とは、フロン排出抑制法を指す。)
フロン回収・破壊法	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成25年改正(平成27年4月1日施行)以前の法律名)
漏えい量省令	フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成26年12月10日内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第2号)
施行規則	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年12月10日経済産業省、環境省令第7号)
特定解体工事時書面記載事項省令	特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令(平成18年12月18日経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)
管理者判断基準	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年12月10日経済産業省、環境省告示第13号)
オゾン層保護法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
第一種特定製品	業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの
冷凍空調機器	エアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器
空調機器	エアコンディショナー
冷凍冷蔵機器	冷蔵機器及び冷凍機器

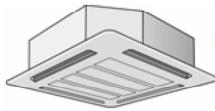
本手引きの要点

1.本手引きの主な対象者

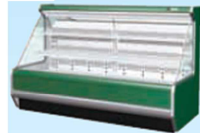
業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器の所有者等は、第一種特定製品の管理者や廃棄等実施者として、フロン排出抑制法の対象となる。

本手引きではこれらの者に係る義務等について解説する。(⇒第2章 p.10～20)

業務用冷凍空調機器



業務用空調機器



冷凍冷蔵
ショーケース

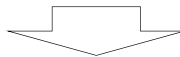


定置型冷凍冷蔵
ユニット



ターボ式冷凍機 等

※オフィスやビル、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・食料品店・ドラッグストア等の小売店、工業製品の製造工場や研究施設、冷蔵倉庫、鉄道・船舶・航空機、食品工場・漁船・ビニールハウス等の農林水産業関係、役所・各種ホール・学校等の公共施設、病院等、幅広い施設に設置されている冷凍空調機器が法の対象となる。



2.取り組むべき措置

第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者は、以下の措置に取り組む必要がある。

使用時・整備発注時

1.「管理者の判断基準」の遵守(管理者)(p.21)



簡易点検



定期点検

名称	環境株式会社		
住所	**県**市***町00-00	電話	00-00-00
機器	別管型ショーケース	冷媒	R410A
日付	項目	充填	回収
2015/4/1	簡易点検		
2015/5/1	定期点検	10	8〇〇

記録の作成・保存 等

2. フロン類算定漏えい量の報告(管理者)(p.46)

充填・回収情報の集計



漏えい量の算定



報告

3. 整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託(管理者、整備者)(p.52)



- ・第一種フロン類充填回収業者への委託等
- ・整備発注時の管理者名の確実な伝達 等

廃棄時等

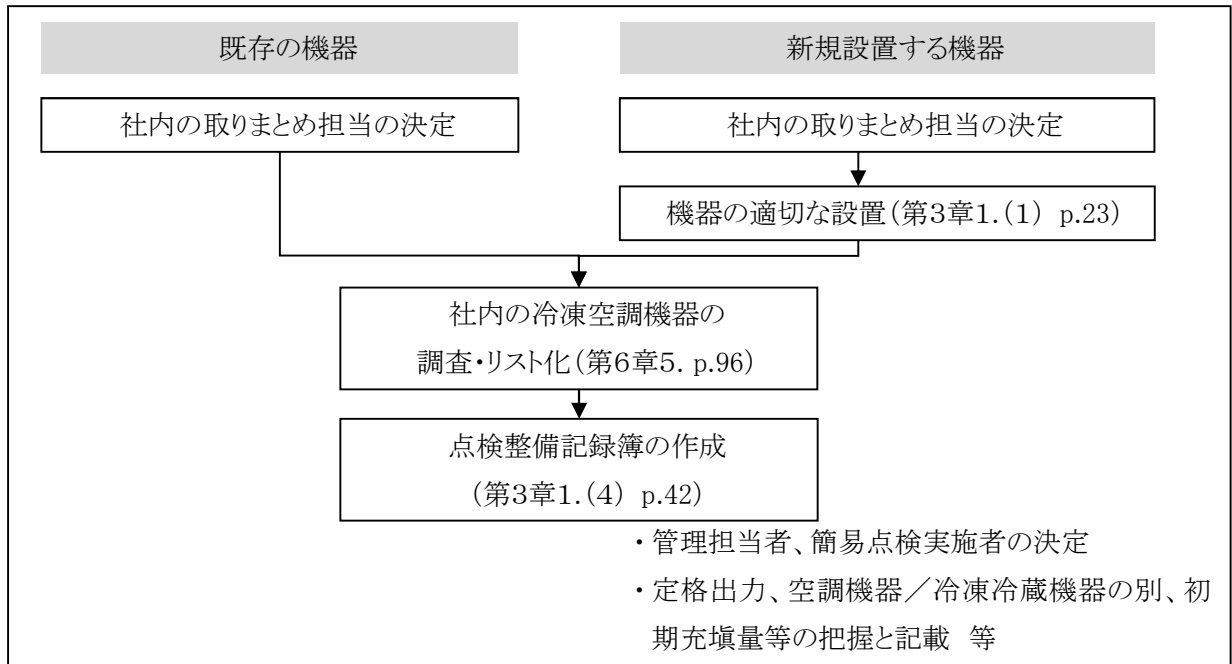
第一種特定製品の廃棄時等に取り組む内容(廃棄等実施者)(p.59)



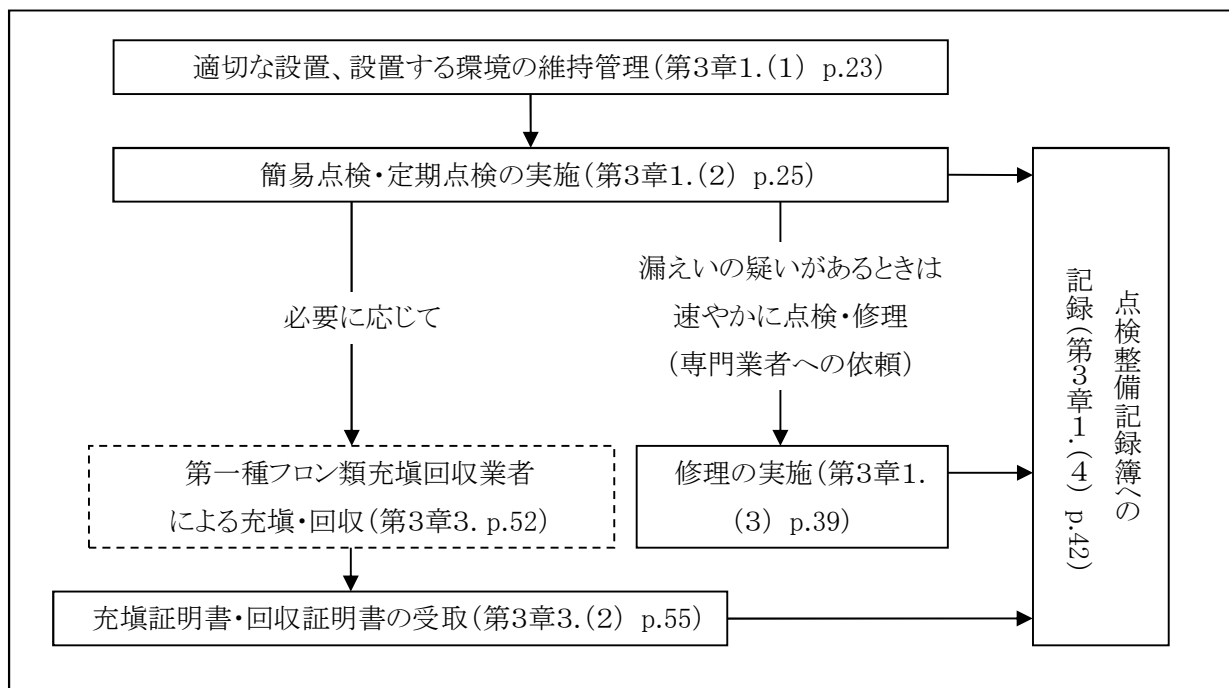
- ・フロン類の適切な引き渡し
- ・回収依頼書／委託確認書の交付・保存、引取証明書の保存(行程管理制度) 等

(参考) 管理者が取り組むべき措置の流れ

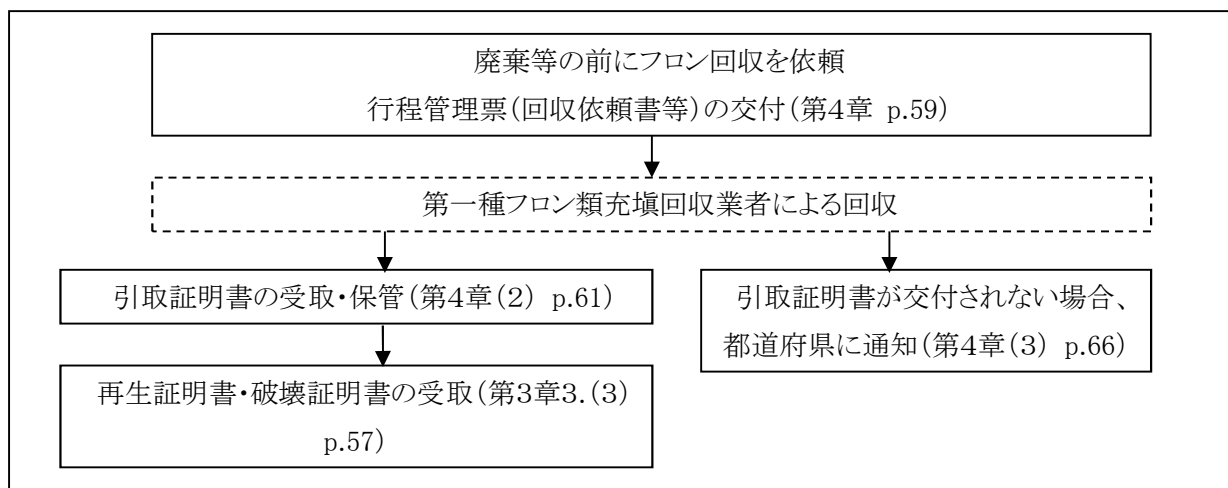
準備段階



使用時・整備発注時



廃棄時等



(参考) 管理者(準備段階、使用時・整備発注時)・廃棄等実施者(廃棄時等)が作成又は保存すべき書面等

	書面等		保存期間等
準備段階、使用時・整備発注時	作成(法定外)	第一種特定製品のリスト(第6章5. p.96)	—
	作成・保存	点検整備記録簿(第3章1.(4) p.43)	第一種特定製品の廃棄等まで保存(機器譲渡時にも引き継ぎ)
	作成(対象事業者のみ)	フロン類算定漏えい量報告(第3章2.(2) p.49)	事業所管大臣へ報告
	受取	充填証明書・回収証明書(第3章3.(2) p.55)	保存義務はないが、点検整備記録簿への転記や漏えい量の算定に必要な
	受取(回収時のみ)	再生証明書・破壊証明書(第3章3.(3) p.57)	保存義務はないが、処理状況の確認が望ましい
廃棄時等	交付・受取・保存	行程管理票(回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書)(第4章(2) p.61)	3年間保存
	受取	再生証明書・破壊証明書(第3章3.(3) p.57)	保存義務はないが、処理状況の確認が望ましい